戸籍謄抄本等の郵送依頼書

令和 ○ 年 × 月 △ 日

福島県双葉郡広野町長 様

必戸	要な	まの	本籍/住所	双葉郡広野町	大字下	北迫字	产苗代替 3	5番地		
	籍 •	住所	筆頭者/世帯主	広野 太郎				明・大)昭・平 ×月	· 令 △目
	要 な 戸 籍 関		戸籍謄本(全員記載 戸籍抄本(必要な方 除籍謄本(全員記載 除籍抄本(必要な方 改正原戸籍謄本(全	1人が記載)) 1人が記載)	L 通	戸籍記 身分証 戸籍の		-	j	<u> </u>
	要 な 住 民	証 明 票)	住民票謄本(全員記住民票抄本(必要な 住民票抄本(必要な 世帯主と続柄の表示	方1人が記載)	通 通	本籍と筆	荃頭者の表示	□あり	□なし	
抄本・身分証明の場合 証明 する人の氏名 本子										
	要な書	類と	□ 本人□ 祖父母□ □ □	配偶者 □ 孫	父母		7)	
□ 年金申請 □ パスポート申請 □ 戸籍届出用(届) ☑ 相続手続き										
請	住	所	東京都 〇〇区 △△町 一丁目 123							
求	氏	名	広野 花子		生年月	日即	用・大・昭 (平)· 令 ○4	手 ×月	△目
者——	者 電話番号 日中連絡の 取れる番号 090-○○○○○									

- ※ 氏名欄は自署または記名・押印してください。
- ※ 戸籍:本人及び配偶者、または直系の血族以外の方が請求する場合は委任状や関係資料等が必要となる場合があります。不明な点はあらかじめ担当課にお問い合わせください。
- ※ 身分証明書:本人(未成年者の場合は親権者も可)以外の方が請求する場合は委任状が 必要です。
- と※ 住民票:証明する住所において請求者本人または同一世帯以外の方が請求する場合は委任 状が必要です。

裏面も必ずご確認ください

郵送請求の方法

下記の必要書類を封筒に入れて、本籍または住所のある役所(場)へ郵送してください

1 請求書

※必要事項をすべて記入してください。

2 交付手数料(定額小為替)

- ※定額小為替は郵便局で購入できます。
- ※定額小為替にはなにも記入しないでください。
- ※出生から死亡までなど連続した戸籍を請求する場合は、定額小為替を多めに入れてください。

手数料(広野町の場合) 戸籍謄本/抄本 1通 450 円 住民票謄本(5人世帯まで) 200 円 1通 除籍謄本/抄本 750 円 住民票謄本(6人以上の世帯) 1通 400 円 1通 改正原戸籍謄本 1通 750 円 住民票抄本(1人分) 1通 200 円 戸籍記載事項証明書 1通 350 円 身分証明書 1通 200 円 ※手数料は、市町村により異なります。 戸籍の附票 謄・抄本 1通 200 円

3 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証)のコピー

- ※請求者の現住所と氏名を確認できるものが必要です。(平成20年5月1日より請求者本人確認が 義務化されました)
- ※裏面等に現住所の記載がある場合は、その面も併せてコピーしてください。

4 切手を貼った返信用封筒

- ※請求者の現住所と氏名をご記入ください。
- ※原則として請求者の住民登録地に返送します。

5 その他

- ※ 本人、配偶者、直系の親族以外の方が請求する場合、委任状や関係資料等が必要となる場合があります。(表面「戸籍謄抄本等の郵送依頼書」の請求者欄※を参照)
- ※申請する戸籍に申請者が記載されていない場合は、親族関係を証明する書類を同封してください。
- ※郵送の場合は、配達の日数と役所(場)の処理日が必要となります(1週間程度)。

送付先

※本籍・住民票が広野町の方

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35 広野町役場町民税務課戸籍係

※本籍・住民票が広野町以外の方は、本籍・住民票のある戸籍係に、必要な書類や手数料をご確認の 上、請求してください。

ご不明な点は、請求先の役所(場)にお問い合わせください。